

建交労大阪府本部情報

大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館 電話4800-7115 FAX 4800-8136 2016年1月20日 NO39

戦争法を廃止し、賃上げと暮らし・雇用の安定を

大阪労連第43回評議員会・2016年国民春闘方針を決定

大阪労連は1月16日（土）13時から第43回評議員会を開催し、「安倍政権打倒・おおさか維新政治打破！戦争法を廃止し、賃上げと暮らし・雇用の安定を」をスローガンとする2016年国民春闘方針を、全員の賛成で確認・決定しました。

評議員会では、大阪労連を代表して川辺議長が「春闘は、職場や地域で一番労働組合が注目される闘いである。賃金引上げ、雇用確保、働くルールの確立、国民的な要求の実現をめざす国民春闘として展開することが求められている。そのためには、すべての組織が組織拡大で成果をあげ、社会的に影響をもつ大阪労連の建設が重要になっている」と挨拶されました。

大阪労連の営事務局長が、昨年春闘での到達状況や11月22日に行われたダブル選挙結果などを報告するとともに①戦争法廃止、改憲策動を打破、②実質賃金の底上げ、③労働時間短縮・働くルールの確立、④社会保障の拡充、⑤持続可能な地域社会への転換、⑥政治の民主的転換、⑦すべての組織での組織拡大などを課題とする2016年国民春闘方針を提案しました。

その後、評議員会は方針にもとづく討論が行われ、14人が発言しました。建交労大阪府本部からは松澤書記長が組織拡大運動の教訓と問題点について発言し、方針を支持する立場から討論に参加しました。

2016年春闘：闘争宣言を決議

春闘の歴史と伝統を発展させるため全力を

最後に評議員会は、「国民春闘の歴史と伝統を発展させ、労働者の要求と国民要求にもとづく共同を広げ、安倍政権打倒・おおさか維新政治打破、戦争法を廃止し、賃上げと暮らし、雇用の安定を実現するため、全力で闘うことを決意する」との闘争宣言を決議し、川辺議長の音頭で団結がんばろうを三唱し閉会しました。



大企業は社会的責任を果たせ

1・20怒りの労働者総行動



大阪労連と大阪春闘共闘委員会は20日、「怒りの労働者総行動」を展開しました。総行動では「大企業は内部留保を労働者・国民に還元せよ。大幅賃上げを実現し、暮らしを守り、大阪の地域経済を活性化しよう」の要求や課題をかが、宣伝行動とともに関経連や大銀行、大阪府、大阪労働局などへの要請・交渉、また、デモ行進、大阪府庁での個人請願行動など終日行動を行いました。

今冬一番冷え込む中、大阪府本部からは役員5人、関西支部2人、大阪合同支部1人、関西合同支部大阪分会1人の計9人が参加しました。

戦争法を廃止し、立憲主義と民主主義を国民の手に

大阪府本部が19日に署名・宣伝行動を実施



第3回労働組合基礎講座：13名が参加 「労働者・労働組合の権利」をテーマに

大阪府本部が取組んでいる労働組合基礎講座の第3回目が1月21日（木）18時30分から国会会館で開催されました。

第3回講座は、進行役に鷹巣執行委員、森副委員長が講師に「労働者と労働組合の権利」をテーマに行い、建設一般合同支部3人、大阪合同支部7人、此花支部2人、関西支部1人の計13人が参加しました。

講義で森副委員長は、第一章について「権利はすべて闘いとおったもの、権利闘争の歴史の中で打開の道は、労働者自身が人間らしく生き・働くために、様々な闘いに立ち上がり、一人ひとりバラバラにされたい状態を克服して団結し、労働組合をつくって闘うことを見いだした」と話されました。第二章の「基本的権利の主な内容、労働三権の内容」、第三章「日本の労働法制とその問題点」、第四章「労働協約の重要性」、第五章「団結と闘争こそ権利の保障」を約1時間15分、解りやすく解説してくれました。

参加者は「労働組合に加入しないと会社と対等に団体交渉もできない。この権利を放棄するのはもったいない」と感想を述べていました。



大阪府本部は1月19日（火）18時からJR環状線桜の宮駅で「戦争法」廃止の署名・宣伝行動をとりました。当日は、今冬一番の冷え込みでしたが府本部役員5人、建設一般3人、大阪合同支部2人の計10人が参加。約50分の行動で署名17筆を集約しました。

宣伝では、大阪合同支部の荻田書記長がハンドマイクで「憲法違反の戦争法を廃止し、立憲主義と民主主義を取り戻そう」と訴えました。署名を17筆集約したことに対し大阪労連の役員は「寒い中、よく集められたね」と感心していました。

大阪府本部は、戦争法廃止の署名・宣伝行動を毎月1回：19日に実施することになっています。今回は、2月19日（金）18時からJR環状線・天満駅前で行うことを計画しています。

戦争法廃止にむけ協力をお願い 支部・分会を通じて2月末日までに

大阪府本部第4回執行委員会は、「戦争法」廃止にむけ、支部・分会を通じて企業などへ協力を呼びかけていくことを決定しました。呼びかけでは、①署名・宣伝活動への協力、②運動をすすめる募金活動への協力、③組合員が国会へ上京する場合、休暇扱いとし賃金を保障していただくことなどを要請し、2月末日までに行うことにしています。

西日本バス労働者連絡会 軽井沢のバス転落事故に関する声明

西日本バス労働者連絡会は1月15日未明、長野県軽井沢でバスが転落し、死者15名という重大事故について、声明を出しました。

声明では、亡くなった方々への哀悼の意を表すとともに負傷された方々の一日も早い回復を祈願する一方、転落事故問題では、政府がすすめてきた道路運送法の規制緩和と政策、企業間競争の激化や法令違反の常態化と輸送の安全を軽視する経営姿勢、さらには低賃金・長時間、過密労働など劣悪な労働実態が根底にあることを指摘し、政府と企業・業界の問題点を告発しています。